

平成26年8月19日

〒530-0001

大阪市北区梅田三丁目3番1号

学校法人モード学園 御中

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東

理事長 杉浦 市朗

(連絡先) 〒464-0002 名古屋市中区丸の内2-18-1

三博

事務局長 外山 孝司

(TEL:052-265-9258、FAX:052-265-925)

申 入 書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私どもは、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害の防止及び救済などを目的とする特定非営利活動法人（NPO法人）です。

当団体は、消費者団体や消費者問題に取り組む弁護士・消費生活相談員等の専門家、研究者、一般消費者等によって構成され、平成22年4月14日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けております。

さて、今般、貴法人傘下の各専門学校ホームページにつき、消費者保護の観点から検討をさせていただいた結果、消費者契約法に鑑み、消費者の利益を害し不当ないし不適切と思われる文言がありました。

つきましては、別紙のとおり、是正の申入れをさせていただきますので、ご検討の上、貴法人の見解や対応につき、平成26年9月20日までに上記連絡先宛書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、本申入れの内容、申入れに対する貴法人のご回答の有無・内容及び本申入れ以降の経緯・内容等については、消費者被害発生防止の観点から、当団体のホームページその他適宜の方法により公表させていただくことがありますことを申し添えます。

敬具

申入れ事項

第1 申入れの趣旨

1 名古屋医専ホームページの表記について

下記文言の「専願」にAO入試、推薦入試も含むことを明記するよう求めます。

「納入後の学費は原則として返金できません。但し、専願は2次募集を行う場合のみその受付締切日まで、併願の場合は、2015年3月31日まで、編入学の場合は2015年2月1日までの入学辞退・学費返金手続を行うことができます。」

2 首都医校、大阪医専、名古屋モード学園、東京モード学園、大阪モード学園、HAL東京、HAL名古屋、HAL大阪、HALパリ校における入学辞退者に対する学費返還に関する定めについて

専願での一般入試、AO入試、推薦入試についても、一定の時期までに入学辞退した者に対しては学費を返還する定めとすることを求めます。

第2 申入れの理由

1 名古屋医専について

(1) 貴法人と当団体との間で、平成25年9月13日の裁判上の和解が成立していること

貴法人が設置し運営している専門学校である「名古屋医専」の学費を一切返還しないとの不返還条項が定められていることに関し、当団体が本件条項を内容とする意思表示等の差止めを求めた事案において、以下の内容での裁判上の和解が成立しております。

和解条項第1項(1)

「納入後の学費は、次の①、②及び③に掲げる者がそれぞれ①、②及び③に定める日までに入学辞退を申し出、かつ、返還手続を行った場合に限り、返還する。

- ① 専願でのAO入試、専願での推薦入試、専願での一般・社会人入試その他専願を資格要件とする入学試験に合格したことによって入学を許可された者 当該者の入学年後の当該学科に係る一般・社会人入試の2次募集の受付締切日
- ② 編入学入試に合格して入学を許可された者 当該者が入学する年の2月1日
- ③ ①及び②以外の一般・社会人入試によって入学を許可された者 当該者が入学する年の3月31日」

(2) 名古屋医専ホームページの学費返金について書かれているページには、「専願」とのみ記載され、そこにAO入試、推薦入試も含まれていることが明記されていないこと

確かに、名古屋医専ホームページの「入試区分」のページには、「AO入試 専願」「推薦入試専願」と記載されております。

しかし、それは別のページであり、学費返金について調べる消費者である合格者や受験生が閲覧するのは、「募集学科・入学資格・学費」のページです。

ところが、同ページには、「専願」とのみ記載され、専願にAO入試、推薦入試も含まれていることが明記されていません。AO入試、推薦入試で合格し、入学辞退をしようとした場合に、学費が返納されないと判断させてしまう可能性があります。

その結果、学費の返金手続きを2次募集の受付締切日までに行えない可能性もございます。

- このように、学費返金について掲載しているページからは、「専願」にAO入試、推薦入試も含まれるのか疑義が生じてしまい、返金についての説明が不十分であるといえます。
- (3) したがって、名古屋医専のホームページの学費返金についての記載部分のうち「専願」にAO入試、推薦入試も含むことが一見してわかるように明記するよう求めます。

2 首都医校、大阪医専、名古屋モード学園、東京モード学園、大阪モード学園、IIAL東京、HAL名古屋、HAL大阪、HALパリ校の入学辞退者に対する学費返還に関する定めについて

上記各校のホームページでは、入学辞退者に対する学費返還について、「納入後の学費は原則として返金できません。ただし、併願での一般入学の場合、2015年3月31日までに入学辞退・学費返金手続きを行うことができます。入学辞退する場合は入学相談室に連絡ください。10月生は入学相談室に問合せください。」と記載されております。

前述したように、「名古屋医専」との関係では、貴法人と当団体との間で裁判上の和解が成立しておりますが、上記各校も同様に、貴法人が設置・運営している専門学校です。

また、名古屋医専は、一般入試に加え、AO入試、推薦入試がありますが、HAL各校も同様の入試制度です。モード学園各校につきましても、一般入学に加え、AO入学の入試制度を採用されているなど、名古屋医専と上記各校は、入学選考の方法や時期等も非常に共通しています。

そして、上記裁判上の和解に至ったのは、名古屋医専における学費不返還条項が消費者契約法9条1号に反するとの当団体の主張が第1審において認められ、第2審においても貴法人は主張を尽くされておりましたが、貴法人が最終的に消費者契約法の消費者保護の趣旨を汲み取ってくださり、そして、社会的役割を担う教育機関として受験者の利益に配慮されたからこそ、和解に応じた方がいいとご判断されたからであると考えております。

それにもかかわらず、貴法人が、名古屋医専以外の各校において、併願入試合格者以外の入試合格者に対する原則学費の返還を認めないままにしている合理的な理由はないと考えられます。

したがって、首都医校、大阪医専、名古屋モード学園、東京モード学園、大阪モード学園、HAL東京、HAL名古屋、HAL大阪、HALパリ校につきましても、入学辞退する場合には、原則として返金を認め、専願での一般入試、AO入試、推薦入試についても、一定の時期までに入学辞退した者に対しては学費を返還する定めとすることを求めます。

以上